

# 高石市オーパス・スポーツ施設情報システム 利用登録申請要領

## 1. 利用登録できる方

- ・個人登録・・・年齢が満15歳以上（中学生を除く）の方  
※18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。  
※市内扱いは、高石市在住・在勤・在学者であること。
- ・団体登録・・・代表者が満20歳以上の団体  
※市内扱いは、構成員の半数以上が高石市在住・在勤・在学者で構成された団体であること。

## 2. 登録の種類

- ・個人登録・・・テニスコートを使用される場合
- ・団体登録・・・野球場・運動広場及び体育館を使用される場合

## 3. 登録申請に必要なもの

- ・高石市スポーツ施設情報システム利用登録申請書
- ・高石市・高石市教育委員会スポーツ施設市内団体承認申請書（団体登録（市内扱い）の場合のみ）
- ・保護者の同意書（15歳以上（中学生を除く）18歳未満の方のみ）

## 4. 登録場所及び時間

- ・社会教育課（市役所2階）土日祝・年末年始を除く午前9時から午後5時30分まで
- ・土木管理課（市役所2階）土日祝・年末年始を除く午前9時から午後5時30分まで
- ・市立総合体育館（高石市西取石6-5-6）火曜日・年末年始を除く午前9時から午後10時30分まで

## 5. ご利用いただける金融機関

- ・三菱UFJ銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、いずみの農業協同組合、大阪信用金庫

※上記の金融機関（府内の本支店）から口座振替の預金口座をご指定ください。

※三菱UFJ銀行については、スポーツ施設使用料の口座振替を13ヶ月間利用が無い場合は、再度口座振替手続きをおこなっていただく場合があります。

## 6. 登録期間及び登録料

- 登録の期間は3年です。期間が終了する1ヶ月前までに廃止の届出が無い場合は3年間自動的に期間を更新します。

登録料は500円、更新料は300円です。

指定の預金口座から登録日の翌月の指定日（20日）に振り替えます。

## 7. 利用者登録事項の変更について

- 利用者の氏名・住所・電話番号・団体の代表者・構成員等に変更があった場合や登録を廃止される場合は、高石市社会教育課までご連絡ください。

## 8. 利用申請の流れ

